

## 辰野町国民健康保険運営協議会議事録

日 時	令和4年8月18日（水） 午後1時00分～午後3時00分
場 所	辰野町役場 第2会議室
出席者	各1号委員 金子文武・宮原修二・有賀明則 各2号委員 古村慎二・池上英明 各3号委員 津谷彰・吉澤光雄・小澤睦美・山寺正子 4号委員 桧沢敏信 町長 (事務局) 菅沼住民税務課長・山田課長補佐兼住民税係長・武井諸税係長 兼徴収係長・降旗保健係長兼保健指導係長・北澤国保医療係長・ 翠川保健師・山崎保健師・磯村係員・上田栄養士
欠席者	各1号委員 根橋泰子 各2号委員 佐々木希典、小山俊平

1. 開会のことば	菅沼住民税務課長より開会のことば 欠席の連絡を根橋泰子委員からいただいている。 北澤係長：辰野町国民健康保険条例の施行規則第4条に基づき、委員13名中10名の出席により成立を報告。
2. 委嘱書の交付	菅沼課長：今年は3年に一回の委員の改正により委嘱書の交付をする。 時間の都合により、町長より代表して金子委員へ委嘱書を交付。
3. 町長あいさつ	国民健康保険につきまして、長野県との共同運営への制度改正から5年。財政運営の安定化を図りながら保険事業を行っている。少子高齢化と同時に生活様式が多様化する中、人生100年時代到来を見すえ高齢者や子供だけでなく子育て世代、現役世代まで広く安心を支えていくため医療等、社会保障全般にわたる持続可能な制度構築が必要とされている。引き続き、国保財政運営合理化の趣旨を理解し県との協議を進めていく。辰野町において厳しい財政が続いているが、予防・健康づくり事業の強化を図りながら医療費、保険税率の適正化を重要課題として取り組んでいく。本日は、令和3年度決算、事業報告等について協議をして頂くが、様々な立場から意見を賜り、辰野町国民健康保険事業の健全運営に努めていく。ご理解とご協力をお願いしたい。
4. 自己紹介	
5. 議事録署名人の指名	今回は、1号委員の宮原委員と3号委員の吉澤委員に議事録の内容の確認をお願いする。
5. 議事	菅沼課長：会長選出まで進行をする。
(1) 正副会長の選任について	正副会長の選任について、立候補・推薦、意見がないようなので、会長に金子委員、副会長に津谷委員にお願いしたいと思う。 会長にあいさつをお願いする。 金子会長：津谷副会長と共に健康保険事業が健全に進められることを願いながら進行したい。よろしくお願いします。

<p>(2)令和3年度決算について</p>	<p>これ以降は司会進行を金子会長が行う。</p> <p><b>【国保特別会計】</b></p> <p>北澤係長より別紙資料にて説明</p> <p>(資料No.3)</p> <p>国保加入状況は年々減少している。内訳として一般と退職があるが、退職については、制度改正により平成30年度末以降より、一般へ切替わっており退職該当者はいない。減少理由は、社会保険加入、後期高齢者保険へ移行。</p> <p>被保険者数は減少しているが医療費は増えており、年齢構成は60歳以上が約67%となっている状況。</p> <p>(資料No.2)</p> <p>保険事業決算について、歳出歳入の内容と前年度比、事業内容を説明。</p> <p>保険事業は、平成30年度から県と町が共同保険者として運営している。県は財政運営、町は資格や国保税の賦課徴収、健康の維持増進を目的とした健康事業を行っている。新型コロナウイルス感染症対策として国保税減免、傷病手当金・見舞金の制度を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保障・税番号制度整備費補助金：マイナンバーの健康保険証利用申込み支援事業に対する補助金が交付された。</li> <li>・災害等臨時特例補助金：新型コロナウイルス感染症対策対応分として国保税減免額に対して交付された。</li> <li>・普通交付金：新型コロナウイルス流行期において受診控えにより減額。</li> </ul> <p>議長より質疑を受ける。</p> <p>吉沢委員：一般会計からの法定繰入金の中の保険基盤安定繰入金は、どのようなルールがあつて決められるのか。また、繰入金の性質と算出根拠について説明をお願いしたい。</p> <p>山田補佐：一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金については、保険税軽減分、保険者支援分の二つに分かれている。辰野町独自で金額を決めているものではなく、令和3年それぞれ国保税の金額と、加入者数に応じて県が算定する。</p> <p>保険税軽減分が令和3年度に前年度より増額になっているのは、軽減者が多かったことが原因。</p> <p>一般会計繰入金の一般事務費分、財政安定化支援事業分についても一定以上の繰入れをすると法定外の金額になってしまうので、計算式がある。</p> <p>古村委員：その繰入金を出すのは町なのか。また、その按分は決まっているか。</p> <p>山田補佐：保険基盤安定繰入金の保険税軽減分は、県が3/4、町が1/4。保険者支援分は、国が1/2、県1/4、町1/4。一般会計繰入金は、全て町から出している。</p> <p>古村委員：基金繰入金の件は、昨年も話があったが、どうになっているのか。</p>
-----------------------	---

菅沼課長：それについては、後程、説明とお願ひをしたい。

金子会長：歳入の災害等臨時特例補助金について、前年と比べて少なくなっている。何が影響しているか。

武井係長：令和2年度、新型コロナ感染が流行り国保税の減免希望者が50名ほど（2名は非課税で対象外）いたが、令和3年度は、国保税の納付が厳しい方もいたが、審査基準が昨年と比較して、さらに30%以上の減収になった人が対象だったことから、該当者が出てこなかったと把握している。

#### 【診療所会計】

北澤係長より別紙資料にて説明

（診療所：資料No.1）

第1診療所と川島診療所の二つの診療所があり、それぞれ、週に1回、午後のみ診察を行っている。

診療日数はそれぞれ49日。年間受診者延べ人数は、第1診療所が33人減、川島診療所は12人の増となっている。

診療収入については、後期高齢者分診療収入が第一診療所では約60%、川島診療所では約90%を占めている。

議長：診療所会計に質問等がないようなので、先程の基金の説明をお願いしたい。

#### 【国保特別会計】基金の回答

山田補佐：国保の基金というものは、国保会計の貯金にあたる。国保は各市町村が1年間で財政調整をしていたが、平成30年度改正により、県単位で会計をするようになった。改正前は、感染症が流行ったり、大きな治療をして医療費がかかったりした場合に、年度の中で、医療費保険給付費という支払いが大きくなつた時のために、この基金で財政の調整をしていた。30年度以降については、県から補填されるという制度になった。よって、30年度以降は、この基金を使うような状況でなくなつてきている。

かわりに、被保険者全体の利益にかなうものとして活用するということで、保険税が高くならないように基金の繰り入れを行い、国保税の引き上げを抑えるような役割になっている。

辰野町は繰入を行わなければ国保の会計が成り立たないような状況になっているため、平成25年度に国保の改定をし、税率の引き上げを行つた。それ以降、しばらくの間は利益が出た分を基金に積み立てができていたが、平成30年度に会計方法が全く変わり、県広域化の制度改革になり、それ以降、積立をすることができず、さらに繰り出しが増え始めている状況。令和3年度は新型コロナの影響による収入減や加入者の減少などにより、予想していた税収が入らなかつた為、決算で2360万円の基金の繰り入れをして国保税の税収見込みを立てた。今後の見通しとして引き続き税収の増は見込

	めない状況であるため、このまま同じように繰入を行っていくと基金が尽きてしまうという状況になっている。
(3) 令和4年度課税状況について	<p>武井係長より説明</p> <p>国保税は他の町税と同様、新型コロナ感染症拡大の初年度は拡影響を大きく国保税減免手続きを希望される被保険者が多いた。令和4年度の収納率少し改善というような状況が表から読み取れるが、昨年と同様、楽観視できない厳しい数字となっている。</p> <p>古村委員：国保税の科目にある「一般医療、一般支援、一般介護」の区分は何か。</p> <p>山田補佐：一般医療は、医療給付費分。一般支援は後期高齢者の支援分。一般介護は、介護保険の支援分であり、国保に限らず社会保険共済も全てが、高齢者の方の負担をしているが、その内訳となる。</p> <p>議長：令和3年度決算について、国民健康保険特別会計、診療所会計について承認してよいか。</p> <p>→承認</p>
(4) 特定健康診査・保健指導実施状況について	<p>山崎保健師より説明（資料No4）</p> <p>令和3年度の確定値は出でていない。暫定数値で資料を作成してある。令和2年度と比べて受診率が高く、県、国と比較しても高い。年齢別受診率は、若い世代が低い。保険指導については、男性に対象者が多い傾向で、保険指導の実施状況については県内でも上位となっている。</p> <p>議長：質疑を受ける</p>
(5) 保険事業実施状況について	<p>北澤係長より別紙資料にて説明</p> <p>医療費通知は受診者全員に年3回、ジェネリック通知は対象月にジェネリック薬品への変えた場合の差額が100円以上安くなる方へ年2回送付している。</p> <p>ジェネリック医薬品の令和3年度切換え率は11.6%となっている。</p> <p>健康教室については、調理実習や運動教室を計画したが新型コロナ感染症の拡大防止のために、3回の実施となっている。</p> <p>その他、保険福祉課で実施している辰野町健康ポイント事業を住民の健康意識向上のため、住民税務課でも協力し実施している。</p> <p>国民健康保険の被保険者の健康ポイント交換者は82名だった。</p> <p>議長：質疑を受ける</p> <p>津谷委員：切換え率は分かったが、ジェネリックの辰野町国民健康保険の普及率は分かるか。</p> <p>北澤係長：調べて返答する。</p>
(6) その他	<p>武井係長：山田から基金の説明をさせてもらったが、今1億6千万円程ある基金が段々と無くなり、近い将来に困るのではないかと不安。</p> <p>そこで、皆様に提案させてもらい、検討をお願いできたらと思う。</p> <p>県が出した「資料：長野県における国民健康保険運営の中長期的改革方針について」を見ながら説明。</p>

これまでの経緯は、国民健康保険の多くは高齢者であるため、その分医療費が高額となる。その上、小規模の自治体が多く財政が不安定になりやすい等の問題が存在している。平成 30 年度から県が主体になり財政運営するようになり、医療費や保険税など、市町村間の公平性が必要なため必要な改革と保険事業の取組の方向性を示した基本方針が策定されている。

また、この改革を 9 年度に完成させる計画となっている。

その内容は、現在の辰野町の国保税を決める項目には①所得割、②資産割、③均等割、④平等割の 4 つを採用しているが、このうちの資産割を廃止しなくてはならない。

したがって、辰野町でも国民健康保険税の見直しを令和 9 年度までに行わなければならないため、国保税改正スケジュール(案)のとおり今年の 11 月に臨時国保運営協議会を予定し、武居町長から諮問をもらい国保税の税率改正に関する審議会をお願いしたい。

については、令和 6 年 6 月には「新税率による国民健康保険税本算定」を目指し協議していきたい。

スケジュールは案なので、必要に応じ臨時の国保運営委員会をお願いすることもあるかと思うが、それも含めて提案させてもらう。

議 長：国保の運営が厳しくなってきたということで、県が指定する令和 9 年度を待たずに税率改正を決定づけていきたいという事務局の意向。それについて令和 5 年までに臨時協議会を 2 回程開いて決定していきたいという提案だった。

この臨時協議会で、国保税率に対する協議をするという提案について如何か。

小澤委員：質問だが、資産税率を廃止する項目があるために国保運営ができないために協議が必要なのか。

武井係長：資産税の廃止が第一課題であるが、被保険者の預金にあたる基金をそれまでに減らす目的もある。基金の処理が必要にならないようにしていきたい。

古村委員：資産割を無くすというのは、どのようなことに影響がでるのか。

菅沼課長：資産を持っていない方は、現在において資産に対しての税率がかかっていないので、全体的に国保税が上がると考えられる。また、県統一、または上伊那で統一した場合には、税率が一気に上がり被保険者の負担が大きくなってしまう。できれば、二段階位に上げた方がいいかと考えている。今後の医療費の動向もあるため、様子を見ながら検討していかなければならない。

古村委員：要するに、現在、土地や建物を持っている方にとっては資産税がなくなるわけだから、少し減税されるということなのかな。

菅沼課長：それは、資産税の他の均等割や平等割も上がる可能性もあるため一概に言えない。

古村委員：それは分かるが、資産割がなくなるのだから資産を持っている人にとっては少し有利になりますよね。

菅沼課長：可能性はある。

古村委員：資産を持っていない人には、均等割、平等割が上がるのだから額があがりますよね。

菅沼課長：それは間違いない。

古村委員：更にいうと、令和9年までに基金の1億7千万円を使いきった方がいいから、毎年2400万円ずつ基金を入れ込んで回していくべきだということですね。

菅沼課長：それも選択肢の一つで適当とも思うが、それについても検討をお願いしたい。

古村委員：でも、基金が余っているのに税率が上がったら増えていってしまう。

菅沼課長：基金の繰入が一定とも限らない。一層、多く繰り入れなければならないかもしれません。

古村委員：そのシミュレーションはあるのか。それがないとできないですよね。

菅沼課長：税収はできるが、医療費の動向がまだ読めない。

武井係長：今日は提案をさせていただいて、11月から町長からの諮問を受け、指標の4から3項目について検討し、色々なパターンのシミュレーションを立てた資料を提供し検討していただきたいと考えている。

古村委員：了解した。

宮原委員：46市町村が資産割を採用しているわけだが、辰野町の資産割はどのくらいか。

山田補佐：20パーセントです。

宮原委員：資産割をいつから無くすかも決めなければならないということだが、令和9年の、均等割、平等割、所得割の額は各市町村で決めるのか。

武井係長：既に県から指標が出ている。時期については、それぞれの保険者で決めてくださいという。今の段階は自由に決められるが、令和9年からは県の指標に統一することが決まっている。

津谷委員：令和9年度からの保険税が上がるのが心配でいるが、現在の辰野町の保険税は平均よりも低いのか。

武井係長：低いです。平成25年に税制改正したが、時には基金に貯金ができるほどおちついた税率だったが、昨年から基金の取り崩しが増えてきたので、そろそろ検討した方がいいかというところ。保険税がどのくらい低いかと言われると難しいが決して高くない。

古村委員：現在の保険税率は、医療給付分に関しては20%、後期高齢支援分については9.4%、介護納付金については7%と分かれているが、それを統一するということか。委員も変わっているし、かなり難しい問題なので早めに資料を提供してもらった方がいいと思う。

介護保険についても関係してくると思うが、辰野町は介護保険の方

	<p>は足りているのか。</p> <p>北澤係長：介護保険の方は足りているときいている。</p> <p>古村委員：住民税と介護保険税はリンクして考えなければいけないのか。1号保険者と2号保険者の率を同じにしなければいけない等の縛りはあるのか。</p> <p>菅沼補佐：住民税と介護保険料では、各々、率が定められている。その中でも介護保険は、足りるような率にしていかなければならないので、足りないような設定にはならない。</p> <p>古村委員：町独自で決めているわけではないということですね。わかりました。</p> <p>議長：スケジュール案が出されているが、状況によって変わると考えられる、それも含めて承諾を頂きたいと思う。</p> <p>よろしくお願ひいたします。では、全ての議題を終了します。</p>
6.閉会のことば	

会長 金子文哉

議事録署名人 富原修二

議事録署名人 吉澤光雄